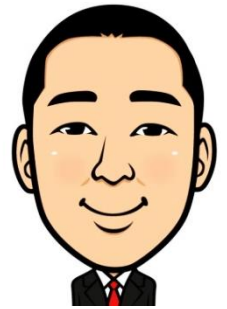


# リラックば通信



いつもお世話になっております。

新年度は税制改正スタートの時期でもありますが、今回は何といたっても消費税の改正です。

まず、平成 29 年 4 月 1 日より消費税率が 10%に引き上げられるのと同時に、8%の軽減税率が導入されます。

軽減税率の対象商品は次のとおりです。

- ① 食料品（酒類及び外食サービスを除く）
- ② 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞

テイクアウトや宅配は「外食サービス」に該当しないとされましたので、8%の軽減税率が適用されます。ファーストフード店などは、店内で食べれば「外食サービス」で 10%、テイクアウトなら 8%と、同じものを注文しても食べる場所で税率が異なってくるという不思議な現象が生じ、現場も相当混乱すると予想されます。

次に、平成 33 年 4 月 1 日よりインボイス制度が導入されることとなります。

インボイスとは税率や消費税額を明記した請求書や納品書等のことです。このインボイスを発行できるのは、消費税の課税事業者で「適格請求書発行事業者」として登録された者だけで、消費税の免税事業者は発行できません。

現行の消費税の仕入税額控除は、免税事業者からの仕入れであっても取引金額に 108 分 8 を掛けて控除できる消費税額を計算しますが、インボイス制度導入後は、インボイスに記載された消費税額そのものを控除するため、免税事業者からの仕入税額は控除できなくなります。

消費税の改正については、実務面で大きな影響が出てきますので、別の機会に詳しくご説明することとします。

※上記内容は、平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定された「平成 28 年度税制改正の大綱」をもとに記述しております。



くば税理士事務所

川西市小花 1-11-19 曙ビル 301 号

TEL:072-757-8419

FAX:072-744-7116

E-mail [info@kuba-tax.com](mailto:info@kuba-tax.com)

URL : <http://www.kuba-tax.com/>

# マイナンバー対応は「PX まいポータル」で！！

昨年 10 月より通知が行われ、すでに利用が一部開始されているマイナンバー。皆様はどのように管理されていますか？

毎月の監査で会社にお邪魔すると、「扱い(管理)が難しい！」とのお声を頂くことがあります。そこで、今回はマイナンバー制度の復習と便利な機能のご案内です。

## マイナンバー制度は、すべての事業者に影響があります。

- その1. 役社員等とその家族のマイナンバーの収集が必要 ⇒ 紙収集は記入ミス・漏えいリスク
- その2. 役社員等から収集したマイナンバーの保管が必要 ⇒ PC 内保管は情報漏えい・盗難のリスク
- その3. 安全な環境下でのマイナンバーの利用が必要 ⇒ PC 管理不足による情報漏洩のリスク

更に、マイナンバー制度では、不正目的で行われた行為に対し、従来の個人情報保護法制よりも重い罰則が定められています。また、過失による情報漏洩や紛失などの事故が発生した場合の、民事上の責任や会社の信用低下等のリスクもあります。

では、事業者はこうしたリスクをどのように回避していけばよいのでしょうか

- その1. 社内ルールの策定・従業員への教育 ⇒ マイナンバー取扱担当者・責任者の選定、教育
- その2. 社内設備の見直し ⇒ 書類保管対策、パソコンのセキュリティ対策
- その3. 給与計算システムのマイナンバー対応 ⇒ PW 機能、不正アクセス防止機能、ログ自動保存等

その1、その2についてはセミナーなどのご案内させていただいておりますので、今回はその3についてのご案内です。

当事務所では、TKC の給与計算システムと併せて、マイナンバー管理システムの「PX まいポータル」を強くお勧めしております。

## PX まいポータルでは

- その1. スマホ等でマイナンバーと本人確認用資料を収集  
⇒ 役社員各自の web 入力により扶養控除等申告書と一緒にマイナンバーを収集
- その2. マイナンバーを暗号化して、TKC データセンター (TISC) に保管  
⇒ マイナンバーを TISC 管理することにより漏洩などのリスクを低減
- その3. TISC に保存したマイナンバーを権限のあるユーザだけが利用でき、ログを自動記録  
⇒ システム別職員別に利用権限を設定でき、かつ、アクセス記録を自動で記録

これにより、紙ベースでの提出や保管をする必要がなくなります。また、社内のパソコンにもデータが残らないため、マイナンバー保管に係るリスクと負荷を軽減することが出来ます。

更に、PX まいポータルは給与明細等の web 閲覧機能を備えており、TISC からデータで給与明細や源泉徴収票を配布することができます。これにより漏洩・紛失のリスクを低減するとともに、印刷、配布にかかるコストと事務負担を軽減することができます。

事業者にとって大きな負担となりかねないマイナンバー対応。

これを機会に給与管理事務を見直してみたいかご存知でしょうか？

マイナンバー対応と給与計算事務のコスト軽減にご興味のある方は、**監査担当者にお声かけくださいませ。**